

議案第16号

君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定するものとする。

令和4年11月29日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

君津市自然休養村管理センターの廃止に向け、一部施設の使用を中止するとともに、指定管理者による管理を廃止するため、君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例（昭和51年君津市条例第25号）の一部を改正しようとするものである。

君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例（昭和 51 年君津市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条から第 6 条までを削る。

第 7 条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第 4 条とする。

第 8 条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第 5 条とする。

第 9 条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 6 条とし、第 10 条から第 12 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

第 13 条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第 2 号中「第 9 条第 3 項」を「第 6 条第 3 項」に改め、同条を第 10 条とする。

第 14 条を第 11 条とする。

第 15 条中「第 13 条」を「第 10 条」に改め、同条を第 12 条とし、第 16 条を第 13 条とし、第 17 条を第 14 条とする。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条）

区分	単位	金額
会議室	1 日につき	1, 080 円
直売所	1 日につき	1, 080 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の相当規定によりさ

れた処分、手続その他の行為とみなす。

君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(開館時間)</p> <p><u>第4条</u> 管理センターの開館時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、<u>市長</u>は、必要があると認めるとき</p>	<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第4条</u> 市長は、管理センターの設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（市内に事務所等を有するものに限る。）であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。</p> <p><u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u></p> <p><u>第5条</u> 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理センターの使用の許可及びその取消し、使用の不許可等に関する業務 (2) 管理センターの使用料の徴収等に関する業務 (3) 管理センターの管理運営に関する業務 (4) 管理センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、管理センターの管理運営に関し必要な業務 <p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p><u>第6条</u> 指定管理者は、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年君津市条例第12号）、この条例、この条例に基づく規則、管理センターの管理運営に関し本市と締結した協定その他市長の定めるところにより、管理センターの管理を行わなければならない。</p> <p>(開館時間)</p> <p><u>第7条</u> 管理センターの開館時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、<u>指定管理者</u>は、必要があると認めるとき</p>

きは、_____開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 管理センターの休館日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、_____臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(使用の許可等)

第6条 管理センターの施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。

(1)～(3) 省略

3 市長は、使用の許可に際し、管理センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 省略

(使用料の減免)

第8条 省略

(使用料の還付)

第9条 省略

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは制限することができる。

(1) 省略

は、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 管理センターの休館日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(使用の許可等)

第9条 管理センターの施設等を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。

(1)～(3) 省略

3 指定管理者は、使用の許可に際し、管理センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第10条 省略

(使用料の減免)

第11条 省略

(使用料の還付)

第12条 省略

(使用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは制限することができる。

(1) 省略

(2) 使用者が第6条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) ~ (4) 省略
(譲渡等の禁止)

第11条 省略
(原状回復)

第12条 使用者は、その使用が終わったとき又は第10条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用した管理センターの施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 省略
(委任)

第14条 省略
別表 (第7条)

区分	単位	金額
会議室	1日につき	1, 080円
直売所	1日につき	1, 080円

(2) 使用者が第9条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) ~ (4) 省略
(譲渡等の禁止)

第14条 省略
(原状回復)

第15条 使用者は、その使用が終わったとき又は第13条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用した管理センターの施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第16条 省略
(委任)

第17条 省略
別表 (第10条)

区分	単位	金額
会議室 (大)	1日につき	1, 080円
会議室 (小)	1日につき	530円
ロビー	1日につき	530円
直売所	1日につき	1, 080円